

【表示区分】各表示の種類及び定義は以下のとおりです。

新規：令和8年度から新たに取り組むもの

拡充：前年度からの対象範囲の拡大や質の向上を図るもの

新規予算事業：令和8年度から新たに起こす予算事業で、次年度以降既定事業となる事業

※ページは令和8年度区政経営計画書のページを示しています。

⑧ 【文化・スポーツ】 文化を育み継承し、スポーツに親しむことのできるまち

● 多文化共生拠点事業の実施 **新規** 28,781 千円

文化・交流課

多文化共生基本方針の具体的な取組の一つとして、令和8年9月から、日本語の学習支援や生活にかかわる相談、地域との交流事業等を一体的に行う「多文化共生拠点事業」を、みなみ阿佐ヶ谷ビル（阿佐谷南1丁目14番2号）で実施します。

学習支援においては、大人や小中学生を対象とした日本語教室や、中高生を対象とした教科支援教室等を開催します。生活にかかわる相談においては、外国語による相談対応のほか、日本語教室に参加する児童生徒の保護者を対象とした相談会等を開催します。地域との交流においては、七夕や餅つきなど日本の季節行事を体験できる催し等を開催します。また、日本の生活ルールを学べる講習会や、日本や外国の歴史・文化にふれる講座等も実施していきます。

多文化共生の推進（p. 98）

● 平和への想いを世代を超えてつなぐための取組 **新規** 730 千円

区民生活部管理課

戦後80年が過ぎ、戦争体験者の高齢化が進む中、次世代に戦争の悲惨さや戦争の記憶を語り継ぐことが、大きな課題となっています。令和10年3月に「杉並区平和都市宣言」から40年を迎えるのを機に、今後の平和事業の推進に向けて、広く区民から意見を聴き、区の平和施策の参考とするために、「(仮称)杉並区平和施策に関する区民懇談会」を設置し、区が取り組む平和事業のあり方、次世代に語り継ぐ手立てなどを整理・検討します。

また、戦後80年事業として作成した「すぎなみ平和マップ」を活用した、スタンプラリーツアーや「被爆者（杉並区在住）証言記録映像」のさらなる活用に向けた情報発信など、区民に向けた平和への啓発を進めていきます。

平和事業の推進（p. 99）

● 子どもの体育施設一般使用料等の無償化 **新規** ※使用料等の免除に係る取組のため、取組内容のみ掲載

スポーツ振興課

子どもの体力向上と子どもの居場所としての充実を図るため、令和8年度から子どもの体育施設の一般使用の使用料等を免除（プールの夏季期間7/1～9/10を除く）します。

体育施設の維持管理（p. 100）

● 下高井戸おおぞら公園スポーツコートの開設（令和8年10月） 31,149千円
スポーツ振興課

多様な種目が実施できる人工芝のスポーツコートに加え、多目的ルームや休憩スペース等を備えた管理棟について、令和8年10月（予定）に開設します。

下高井戸おおぞら公園スポーツコートの整備（p.100）

● （仮称）井草アーバンスポーツ施設の整備に向けた設計の開始 **新規** 17,724千円
スポーツ振興課

災害時に防災拠点として活用する旧杉並中継所跡地について、平時にアーバンスポーツ等ができる運動施設として、令和8年度から設計に着手し、令和11年度の開設を目指します。

（仮称）井草アーバンスポーツ施設の整備（p.100）